



## 第12回 通常総会開催

公益社団法人伊野法人会第12回通常総会を去る6月16日(金)土佐市グランディールにて開催しました。

森澤会長の挨拶、来賓紹介のあと、議案審議に入り全議案が原案どおり承認可決され、先般の理事会での承認事項である令和4年度事業報告、令和5年度事業計画及び収支予算が報告されました。

表彰式では、役員等に感謝状が贈呈されました。

ご来賓の伊野税務署長田中様、土佐市長板原様からご挨拶をいただき、通常総会は盛会の内に終了しました。



## 記念講演会

【参加者68名】

第12回通常総会に続いて記念講演会が行われました。講師は、メンタルヘルスアドバイザーの藤井恵理子様をお迎えし、経営者向けセラピストが伝える「今更聞けないメンタルヘルス」のこと～知らない社長は損してる～と題して講演をしていただきました。



令和5年・6年度役員名簿 (※新任・敬称略・項不同)

役職名	氏名	法人名
会長	森澤 正博	三和製紙(株)
副会長	片岡 賢	大東陸運(株)
	西川 健二	西川建設(株)
理事	※大原 崇博	池川木材工業(有)
	戸堀 全啓	戸堀設備(有)
	井澤 貴則	土佐共同産業(株)
	岩佐 敦子	(有)岩佐電気
	尾崎 幸男	(有)朝日不動産
	片岡 裕明	片岡建設(有)
	梶枝 善彦	(有)ディーエヌコミュニケーション
	坂本 英輔	ハヤシ商事(株)
	※笹岡 希吉	土佐市観光(有)
	※谷岡 芳子	(株)花会計事務所
※戸田実知子	(有)戸田商行	
中村 義仁	(株)中村青果	
水田 芳彦	(株)サンブラザ	
宮脇 淑浩	(有)舞祭センター宮脇	
明神 州哲	土佐トーヨー住器(株)	
森澤 亜良樹	(株)土佐食彩森澤	
※吉永 見生	(有)吉永製菓店	
伊藤 準	四国ブロック工業(株)	
伊藤 雄二	(株)四国ネット	
大野 収	(株)コウカドゥー	
川淵 大亮	(有)開洋建設工業	
※塩田 誠人	和光製紙(株)	
勝賀瀬多恵子	(株)勝賀瀬土建	
田邊 正剛	(株)田邊工務店	
近澤 栄二	(株)近澤建設	
※西村 方志	(有)アームス	
三本 司	(株)伊野組合興産	
明神 基規	(有)明神観光	
上岡 和男	(株)仁淀工業	
※古味 雄也	(株)西部建設	
藤原 正人	(有)藤原建設	
田中 一正	(有)日高組	
田中 等	(有)田中運送	
横山 英生	土佐信用組合	
西川 和正	(株)アンブル	
中野 薫	中野興業(有)	
顧問	川澤 啓一	
	宮崎 康平	四国税理士会高知支部伊野部会

## ごあいさつ



伊野税務署長 おか むら ひで なお  
岡村 秀直

本年7月の人事異動により、伊野税務署長を拝命しました岡村でございます。

高知県での勤務は初めてになりますが、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統ある文化が存在し、人情味あふれるこの地で勤務できますことを大変嬉しく思いますとともに、また、身の引き締まる思いでございます。

さて、公益社団法人伊野法人会会員の皆様方におかれましては、平素から税務行政への深い御理解と多大な御支援を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

また、公益社団法人伊野法人会におかれましては、「よき経営者を目指すもの団体」として、また「税のオピニオンリーダー」として税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組んでこられてきたところで。

特に、青年部会・女性部会の会員を中心とした租税教室への講師派遣や「税に関する絵はがきコンクール」の募集といった租税教育活動に積極的に取り組まれるとともに、地域に密着した社会貢献活動にも力を入れられ、着実に成果を挙げておられます。

このような活動は、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことに重要な役割を果たしており、森澤会長をはじめ、法人会の皆様方の御尽力とたゆみない御努力に対し、改めて深く敬意を表する次第です。

近年、経済取引のデジタル化やグローバル化の進展はもとより、コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広がっています。

こうした中、国税庁では「税務行政のデジタルトランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」として改定し本年6月に公表しました。そこでは従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」を2本の柱としつつ、新たに「事業者のデジタル化推進」を加えた3つの柱に基づいて施策を進めていくことになりました。今後は以上3つの柱に基づいて、e-Tax及びキャッシュレス納付の利用拡大などの社会全体のDXを推進する観点から社会に貢献してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、本年10月には消費税のインボイス制度が開始されましたが、制度を円滑に進めていくためには、事業者の皆様が制度への理解を深めていただいた上で、それぞれの事業実態に応じた対応を進めていただくことが重要だと考えておりますので、各種媒体を活用した周知広報など、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、公益社団法人伊野法人会の今後益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝と御多幸を心から祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

## 伊野税務署定期人事異動



池田総務課長



林統括官

官 職	転 入 者		転 出 者	
	氏 名	旧 官 職	氏 名	新 官 職
署 長	岡 村 秀 直	東京国税局 国税訟務官	田 中 康 男	高松国税局 主任訟務官
総 務 課 長	池 田 潤	中村税務署 総務課長	福 家 毅	観音寺税務署 総務課長
調 査 部 門 統括国税調査官	林 善 樹	徳島税務署 個人三統括官	河 野 文 洋	業務センター 高知分室 主任管理官

## ダイレクト納付をご利用ください！

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。

### 簡単・便利

- インターネットを利用できる端末があれば利用可能です！
- インターネットバンキングの契約は不要！
- 電子証明書の添付やICカードリーダーライタは不要です！
- 金融機関や税務署の窓口に向向く必要がありません！



➡ **源泉所得税を毎月納付している方に便利です！**

更に詳しい情報はこちら→



国税庁からのお知らせ

令和5年10月開始！

## インボイス制度 において特にご留意いただきたい事項

10月1日までに登録番号が通知されない場合の売手の対応と  
買手の仕入税額控除について

がございます

### 売手の対応



10月になっても、まだ登録番号の通知が届かないなあ…

どうやってインボイスを交付しよう…？

安心してください！  
次のような対応が可能です



- 1 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付する**  
まだ番号がわからないので、インボイスは後日交付します
- 2 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**  
まだは 番号を入力したインボイスを改めて交付します
- 3 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせする**  
請求書と登録番号は「1234…」に異なります

でも、小売店だと後で交付は難しいな…



そんな時は…

事前にインボイスの交付が遅れる旨を**事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせする



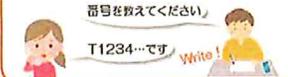
インボイス発行事業者の登録申請中です。登録は令和5年10月1日から受けることとなりますが、通知が届いていないため、インボイスの交付が遅れます。したがって当店では…

事業者のHP等において**登録番号を提示**し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう



登録番号は「1234…」となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存してください。

買手側からの電話等に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう



番号を教えてください

T1234…です

※ これらの取扱いは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の暫時的な取扱いです。登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

買手の対応は右面をご覧ください。➡

買手の対応

売手から登録番号のお知らせが届かないけど、仕入税額控除していいのかな…?

後でお知らせするとは言っていたけど…

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、仕入税額控除可能です!

お知らせは事後的に保存できればいいのね!



**事後的に** 交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存する必要があります!  
 ※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

さらに…

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間、**税込1万円未満**の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能(「**少額特例**」)といえます)ですので、上記対応は不要です。  
 ※ 「基準期間」とは、個人事業者については前々々々、法人については前々々々事業年度をいい、「特定期間」とは個人事業主については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。

1万円未満ならインボイスの保存はいらないんだな!

1万円(税込)は、一回の取引金額で判定しますので、ご注意ください!

【具体例①】12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入  
 ➡ 特例の対象として**インボイスの保存は不要**

【具体例②】12月10日に5千円の商品と7千円の商品(合計1万2千円)を同時に購入  
 ➡ 特例の対象外のため**インボイスの保存が必要**

1商品ではなく、1回の取引が1万円未満かで判断するってことか!



国税庁 [法人番号] 7000012050002

税の啓発活動

第13回税に関する絵はがきコンクール入賞作品(令和4年度)

伊野法人会女性部会では、税金は毎日の生活の中で、どのように役立っているの?ということをお小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくため税に関する絵はがきコンクールを実施しています。今回は、7校210枚の作品の応募があり、土佐市複合文化施設つなでに展示しました。  
 この絵はがきコンクールは法人会の「租税教育活動」の一環として、積極的に取り組んでおり、国税庁の後援を得て、全国的な活動となっています。



金賞

銀賞

伊野税務署長賞

女性部会長賞

入選



## 租税教室

伊野法人会青年部会では、租税教育の推進を活動の大きな柱として、未来を担う子どもたちに租税の意義や役割を正しく理解してもらうため、小学校での租税教室を積極的に実施しています。

令和4年10月～令和5年9月租税教室開催状況

開催日	学校名	講師
5月26日	枝川小学校	川渕 大亮
5月26日	枝川小学校	森澤 亜良樹
5月29日	伊野南小学校	西川 健二
6月1日	宇佐小学校	森澤 亜良樹
6月8日	高岡第一小学校	川渕 大亮
6月22日	川内小学校	大野 収
6月23日	日下小学校	中村 準
7月5日	高石小学校	津野 裕亮



5.26 枝川小学校 6年1組



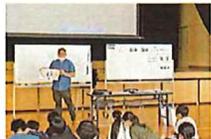
5.26 枝川小学校 6年2組



5.29 伊野南小学校



6.1 宇佐小学校



6.8 高岡第一小学校 6年1組～3組



6.22 川内小学校



6.23 日下小学校



7.5 高石小学校



## 令和4年度入賞作品 税に関する作文

### 税が救い、つなげる命

伊野中学校 三年  
中西 優花 さん

私は、買い物をするたびにレシートの税という文字を見て税がなければもっと安く買うことができるのと思うことが多々ありました。学校で、税金が私達の社会を暮らすやすくなるために使われているのだと習っても、この気持ちは消えませんでした。そんな中、母が行っていたふるさと納税に興味を持ちました。ふるさと納税とは何か。疑問に思い、調べてみると、寄附したい自治体を決めることができ、その自治体に寄附を申込みことで返礼品や証明書を受け取り、さらには一定の控除も受けることができることと分かりました。このような制度があったことを初めて知った私は、他にどのようなふるさと納税が活用されているのかを調べてみました。たくさん活用例がある中で、最も私が興味を持ったのは、ふるさと納税を活用して罪のない動物たちの殺処分を無くす活動を応援するというものでし

た。この活用例を見つけた時、私はとても驚き、同時にもっとはやく知りたかったとも思いました。この国で多く奪われている罪のない動物達の命を、自分がその動物達を救う取り組みを行っている自治体へ寄附することで、速かれど手助けができるということだからです。プロジェクトの一つを見てみると、年間四千五百頭もの犬が殺処分されていると掲載されていました。私が毎日のんびりと暮らしていた一年間は、こんなにも多くの命が奪われた一年間だったということを思い知らされた瞬間でした。しかし、これまでに七千頭を超える犬を保護している、ピースワンコ・ジャパンでは、本拠地がある広島県の殺処分数はこの6年間、一度も動いていないと言います。現在、シェルターで暮らす犬は二百頭ほどだそうです。大たしたフード代、医療費、さらにはスタッフさんの人件費まで、それらを合わせると年間10億円以上の運営費になるそうです。そして、それらのほとんどがふるさと納税などの寄附や会費に支えられていると言います。この事実を知った今、私の税金に対する考え方が変わりました。

した。始めの方で、税金は私達が社会で暮らすやすくなるために使われていると言いましたが、果たしてこの社会で暮らしやすいのは私たち人間だけであって良いのだろうかと考えさせられました。税金が救い、つなげることができる命があるということ、納税する身の私もとても誇らしい気持ちになりました。きっともう、税金がなければと思うことはなくなるだろうと思います。



令和4年度入賞作品 税に関する作文

皆さんは「ふるさと納税」という制度を知っていますか。ふるさと納税は、本来住んでいる自治体に納めるはずの税金を任意の自治体に寄付することで、住民税や所得税が控除されるという仕組みです。控除を受けられる上限は納税額によっても異なりますが、税金が控除される以外にも様々なメリットがあるようです。そこで私は、ふるさと納税のメリットとデメリットを調べてみました。

まずメリットから紹介します。ふるさと納税の利用者は、寄付をした自治体からお礼として返礼品というものが送られてきます。返礼品とはその自治体の特産品で、肉や魚介類果物や野菜、スイーツなど様々なものがあります。次に、利用者が寄付する自治体を選ぶことです。利用者の最大の利点はこれだと思われま。自分が応援したい自治体にお金を寄付することで、よ

りいとお金の使い方ができます。そのお金の使い道も選択でき、自治体側も財源が得られるため、両者にメリットがあるようにです。次にデメリットを紹介します。勘違いされていることもあるようですが、ふるさと納税で寄付をしても減税・節税の効果はありません。ふるさと納税はあくまで住民税や所得税から寄付金が控除される仕組みのため、寄付という形で税金を前払いし、後で税金からその額が引かれます。次に、自治体側の税収が減る場合があるということです。メリットに利用者が寄付する自治体を選ぶことがありますが、そうすると実際に住んでいる自治体に納められる税金が少なくなります。税収が減れば子育て支援や住民サービス、福祉や介護のための費用確保にしろ寄せが及び、それらの質が低くなってしまいます。このようなことを避けるには、どのような点に注意すれば良いのでしょうか。

まず理解しておくべきは、年収二百万円以下の場合、メリットがなくなってしまうケースが多くなることです。ふるさと納税

は控除の対象に限度額があり、それは総所得金額の四十パーセントと決まっています。年収二百万円以下だと、条件によっては限度額がゼロになり、税の控除が受けられません。そうなることとふるさと納税と通常の住民税・所得税を両方払わなければならない条件で、少額ならば寄付できる場合もあるため、まずはシミュレーションをしてみましょう。次に知っておくべきは、寄付額に応じて控除されるのは、寄付の翌年ということですが、つまりすぐにメリットが発生する訳ではないので、手持ちのお金に余裕がないときは今寄付を行っても大丈夫かよく考えましょう。他にも、寄付の支払いをした人と控除の申請をした人の名義が違ったりと控除されなかったりなど、寄付する際には十二分に注意しておくと思いたす。

以上の注意点とデメリットを踏まえ、上手に活用して自治体を応援していきましょう。

ふるさと納税を考えよう  
加茂中学校 一年 神原 紀美子 さん

〔公益社団法人伊野法人会委員〕

社会貢献活動

清掃活動

法人会クリーンデー

[47名参加]

令和5年1月15日(日)・日高村

今年で27回目となる恒例行事「法人会クリーンデー」を日高村本村河川敷周辺及び県道沿いにて会員の皆様やご家族をはじめ、多数の方に参加いただき、清掃活動を行いました。参加者の皆様のご協力に感謝いたします。



参加企業・団体名 (あいうえお順)	(敬省略)
池川木材工業(有)	伊野税務署
(有)岩佐電気	日高村
Angel House合同会社	
(有)尾崎建設興業	土佐支部事務局(商工会)
(有)開洋建設工業	いの支部事務局(商工会)
片岡建設(有)	日高支部事務局(商工会)
金光鉄工(株)	
三昭紙業(株)	
大同生命保険(株)	
(有)田中運送	
(株)ディーアンドエヌ	
戸税設備(有)	
土佐信用組合	
(有)日高組	
マルイスポーツ(有)	
(株)屋形船仁淀川	

青少年の育成事業(令和4年度)

寄付・寄贈事業

伊野法人会では、地域居住者の交流または地域の子どもの教育活動の健全な発展育成に貢献することを目的として管内の学校や公共施設等に備品等を提供しています。

土佐支部



戸波中学校  
紅白幕の寄贈

いの支部



吾北中学校  
Ipad WiFiモデルの寄贈

日高支部



日下小学校  
スポーツクーラー・タンパー(ハンドラム)の寄贈

仁淀川支部



仁淀川町別府こども教室  
ジョイント式カーマート・玩具等の寄贈

## 新春講演会

令和5年1月27日(金) 【20名参加】  
土佐和紙工芸村くらうどにて青年・女性部会合同新春講演会を開催しました。  
講師は、伊野税務署 署長 田中康男様をお迎えし、「税務行政の現状と消費税・インボイス制度の概要について」と題して講演していただきました。



## 税制改正要望活動



令和4年10月13日  
全国大会「千葉大会」



令和4年11月28日  
土佐市役所

法人会では毎年、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会全国大会で趣旨説明のあった「令和5年度税制改正に関する提言」を有効なものにするため令和4年11月28日森澤会長、田中税務委員長は、板原土佐市長、森田議会議長を表彰訪問し趣旨説明をするとともに、法人会の取り組みに対してさらなる協力、支援を要請しました。

## 伊野法人会より無料インターネットセミナーのご案内

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **伊野法人会** で **検索**

### 現在配信中のオススメセミナー

**オススメ** 基礎からわかる インボイス制度の概要と電子帳簿保存法のポイント  
令和5年度制度改正 刘応版



公認会計士 コンサルタント  
川口 宏之

	セミナー名	講師	分數
経理・労務・財務	中小企業のための電子帳簿保存法対策 公開期間：2023年10月末まで	川口 宏之	92分
	初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
経営	全ての経営者必見！ 未来を切り開くDX入門	井手 美由樹	40分
	存在感を差をつける！ 印象マネジメント講座 入門編	長島 佳美	49分
研修・人材育成	スポーツ実況アナウンサーが教える！ 「伝わる」コミュニケーション術	河村 太郎	43分
	健康	幸せな人生を送るための睡眠改善	ヨシダ ヨウコ

視聴用ID・パスワードは **会員ID:hj3303 パスワード:4662**

※ID・パスワードを入力することにより、全コンテンツ約700本のセミナーがご覧いただけます。

## 部会活動

### 青年部会 活動報告

#### 税金クイズ

青年部会では、「税を考える週間」行事の一環として令和4年11月13日(日)サニーアークスいの店にて50名を対象に税金クイズを開催しました。



#### 交流会議

令和4年12月2日(金)に参加者の一層の親交を深めることを目的に開催しました。



### 女性部会 活動報告

#### 視察見学会

令和4年11月24日(木)に部会員の親交を深める目的で愛媛県大洲市・西予市にて「視察見学会」を開催しました。



#### 鉢花寄贈

確定申告期間中に、納税に来た方に少しでもごんでいただくという思いから確定申告会場へ鉢花の寄贈を行いました。



2.15 伊野税務署

#### 絵本寄贈と紙芝居

毎年、親会主催チャリティゴルフ大会で得た収益金で保育園に絵本の寄贈を行い、また租税教育用の紙芝居の読み聞かせと女性部会員手作り雑巾の寄贈を行いました。



12.14 愛聖保育園(土佐市)



3.2 認定こども園ごほく(いの町)

### お知らせ

- ☆税制改正・電子帳簿保存法説明会
- ☆年末調整説明会
- ☆清掃活動クリーンデー

令和5年11月7日(火) 14:00~16:00 グランディール  
令和5年11月28日(火) 14:00~16:00 グランディール  
令和6年1月21日(日) 10:30~ いの町内

## 法人会活動



令和4年10月19日  
法人税決算研修会



令和4年10月27日  
チャリティゴルフ大会(参加者39名)



令和4年11月8日  
税制改正研修会並びに消費税  
インボイス制度説明会



令和4年11月10日  
女連協研修会(安芸主管)



令和4年11月11日  
青連協研修会(須崎主管)



税を考える週間行事 11月11日～11月17日

令和4年11月17日  
サニーマート高岡店の駐車場にて  
税の広報活動を行いました。



令和4年11月18日  
日高支部事業承継研修会



第36回 法人会全国青年の集い沖縄六

令和4年11月25日  
青年の集い沖縄大会



令和4年11月29日  
年末調整のしかた



令和5年1月13日  
土佐支部新春懇談会



令和5年3月22日  
法人税決算研修会



令和5年4月13日  
女性フォーラム愛媛大会



令和5年7月7日  
パソコンセミナー



令和5年9月21日  
新設法人説明会



令和5年9月25日～27日  
よくわかる経理の実務手ほどき講座

## 1 税・財政改革のあり方

コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

### 1. 財政健全化に向けて

歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。

まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス＝PB)黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

(1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率

法人会 令和6年度税制改正 提言

財政健全化は国家的課題

現世代で解決を!

法人会は令和6年度税制改正に向けた提言をまとめ、実現を求めて、政府や関係団体へ活動を始めました。

我が国は膨大な長期的債務残高を始め、世界で突出して悪化している財政の膨大な健全化に着手するとともに、異次元で進む少子高齢化や人口減少を前に、いびつな税財政構造をもたしている「中福祉・中負担」の均衡財政に改革するよう求めています。

また、経営基盤が脆弱な中小企業への税財政や金融面からの実効ある対策を求めます。

(株)日本経済団体連合会 税制改正提言部

化)によって可能な限り抑制する。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。

とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面

大きく見劣りする養育制度については、企業側も意識改革が必要となる。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等される。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

### 3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隄上より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

## III 経済活性化と中小企業対策

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

#### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

### 2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指

摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

#### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承認計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承認計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承認計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
  - ② コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
  - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

### 3. 消費税への対応

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者には混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。

また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

## 新入会員紹介



### 正会員

(令和4年10月～令和5年9月)

支部	企業名	業種	住所
土佐	特定非営利活動法人土佐の風	児童発達支援事業所	土佐市高岡町乙
	(同) 森光設備	水道設備	土佐市高岡町甲
いの	(株) 植田ファーム	農業	土佐市宇佐町宇佐
	(有) 大和YAMATO	建築工事業	吾川郡の町天王北
日高	四国特紙(株)	製造業	吾川郡いの町
	山口建設(株)	建設業	吾川郡仁淀川町森
日高	(株) ティーアンドエヌ	建設業	高岡郡日高村沖名

### 特別会員

企業名	業種	住所
(有) 鏡川商事	不動産、清掃業、コンビニエンスストア	高知市鴨部



## 物知りでなつりや落語は時間がない?

フリーランスライター 藤木 順平

落語家の林家木久扇氏が来年「国民的番組」といわれる『笑点』を降板することが話題となった。日本にいる落語家さんは、この番組のメンバー7人だけだと思っている人がいるそうだ。落語家は東・西で千人を数えるというのに、

「落語には蕎麦と同様、その道の『通』がいる。蕎麦はまず、汁をつけずにそのまま食べるのだ、わさびは汁に溶かすのだ…放つては、食いたくないように食うわ!」

「落語は古典に限る」というのもその口だ。長い間、人々に聞き継がれてきた分、古典落語は面白い洗練もされている。一方、時代のずれで内容が理解できないという人がいるのも事実だ。例えば、夜鳴き蕎麦の終句を一文ごまかす「時そば」がそれだ。この季節のよく聞く落語(落ち)は「九つから始まる四つで終わる」江戸時代の時刻が「肝(きも)である。

夜の四つが午後10時で、九つが午前0時。せつちな男が、2時間早く蕎麦を食べて失敗したおはなしてごさいます。こんなこと説明したら、面白くもなんともないもの…。古典落語の未来は?

【筆者紹介】 藤木 順平 (ふじき じゅんぺい) フリーランスライター、日本笑い学会会員。

消費税には申告・納付期限があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

通常の建替期間の特定消費税率\*\*

4,800万円超 第12回(令和5年1月、申請申告11回)

400万円超4,800万円以下 第4回(令和5年1月、申請申告3回)

48万円超400万円以下 第2回(令和5年1月、申請申告1回)

48万円以下 第1回(令和5年1月、申請申告不要)\*\*

申告・納付回数

\*1 法人は償却期間終了の日の前が2月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに納税申告を提出する必要があります。

\*\*2 納税義務の発生は、タテシの納付に必ずしも手続が完了して、利用にあたり、事前に申告の納付期限を厳守する必要があります。

\*\*3 建替期間の経過により、申告の納付期限が変更される場合があります。申告の納付期限が100万円超の事業者は、消費税率の適用が公平です。

\*\*4 48万円超400万円超の事業者は、消費税率の適用が公平です。

\*\*5 申告の納付期限の特定消費税率が48万円以下の事業者が、「任意」の申請申告を提出する等の申請書(申請書)を提出した場合には、自主的に申請申告・納付することができます。

### 消費税の期限内納付を忘れずに。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!\*

※1 法人は償却期間終了の日の前が2月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに納税申告を提出する必要があります。

※2 納税義務の発生は、タテシの納付に必ずしも手続が完了して、利用にあたり、事前に申告の納付期限を厳守する必要があります。

※3 建替期間の経過により、申告の納付期限が変更される場合があります。申告の納付期限が100万円超の事業者は、消費税率の適用が公平です。

※4 48万円超400万円超の事業者は、消費税率の適用が公平です。

※5 申告の納付期限の特定消費税率が48万円以下の事業者が、「任意」の申請申告を提出する等の申請書(申請書)を提出した場合には、自主的に申請申告・納付することができます。

法人会 国税庁 消費税

## 7つの間違い探し



\*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？(答えは16頁にあります)

### 【作者紹介】

神谷一郎 (かみや・いちろう) 専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団級の割安な保険料**でご加入いただけます。

## がん保険にできることを、もっと。

幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまながんの悩みの解決をサポートするがん保険

**1** 幅広い保障で**経済的負担**をサポートします。

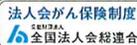
**2** 付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(※)>「アフラックのよりそうがん相談サポーター」がさまざまな**がんの悩み**の解決をサポートします。

(※)アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。



◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」【契約概要】などをご確認ください。

資料請求はお気軽にどうぞ!



# 色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

幅広い保障を

ぜひお役立てください。



※保障内容の詳細については「設計書【契約概要】」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

**企業保障プラン** + **一時金型**  
**総合型V** + **Mタイプ**



(大同生命の無配当入院一時金保障)

(大同生命の定期保険+AIG損保のペーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型V:**

大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または 大同生命の無配当満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

**Mタイプ:**

大同生命の無配当入院一時金保障(無解約払戻金型)

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

四国支社 高知営業部/  
高知県高知市駅前町5-5(大同生命高知ビル4F)  
TEL 088-884-7117

**AIG** AIG損害保険株式会社

高知支店/  
高知県高知市はりまや町2-2-11(富士火災高知ビル)  
TEL 088-824-1050

- ◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載されており、将来変更となる場合があります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討」に際してご留意いただきたいこと、「設計書【契約概要】」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F2023-0011(2023年5月15日) 23-073014 2023.6.5

「生きる」を創る。  
**Aflac アフラック**  
高知支社 〒780-0834 高知市明町2-26 高知中央ビジネススクエア7F  
法人会専用ダイヤル **0120-876-505**  
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。